

社会福祉法人おひさま 役員及び評議員等の報酬ならびに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人おひさま（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬ならびに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 苦情対応第3者委員
- (4) 評議員選任・解任委員会委員
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、日当）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員及び評議員等の報酬の額の決定)

第3条 この法人の役員及び評議員の報酬総額は次のとおりとする。

- ①理事 300万円以内
- ②評議員 定款第8条に基づき35万円を超えない範囲とする。
- ③監事 20万円以内

2 この法人の理事長及び理事・評議員の報酬は別表のとおり支給する。理事会・評議員会

以外の日において、出席したときも同様別表により報酬を支給することができる。

3 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表により報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員で使用者職員としての立場を有するものに対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

- 4 この法人の監事の報酬月額は次のとおり報酬を支給する。
- (1) 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬を支給する。
 - (2) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。
- 5 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。
- 6 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合には、別表により報酬を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、一般職員通勤支給基準に準じる。
- 3 役員及び評議員には、出張を要する旅費（交通費、宿泊費・日当等）を一般職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第5条 常勤役員の報酬等は、毎月27日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支払い方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議委員会の決議によって行なう。

(補 足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議委員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

	名 称	報酬等	実費弁償額
非 常 勤	理事長業務報酬等（日額）	10,000円	
	役員及び評議員業務報酬（日額）	5,000円	
	監事監査指導報酬等（日額）	8,000円	
	評議員選任・解任委員会委員（日額）	3,000円	
	苦情対応第三者委員（日額）	3,000円	
常 勤	常勤役員勤務報酬等（月額） *月15日以上の勤務の場合で職員 との兼務がない場合	160,000円	
	*常勤役員期末手当等	職員の給与規程に準じて予算の 範囲内で支給することができる	